

小田原市人権施策推進懇談会（第1回） 会議録

■日 時 平成27年6月1日（月） 午後2時～4時

■会 場 小田原市役所本庁舎 7階 大会議室

■出席者

委 員：吉田座長、井上構成員、大石構成員、斎藤構成員、高野構成員、高橋構成員、
出口構成員、成木構成員、樋口構成員、（欠席者：泰田構成員）

事務局：関野部長、山崎副部長、杉山課長、高橋係長、久保寺主査、一寸木主査

■傍聴者 0人

■会議内容

座長が選出されるまでは、事務局で議事進行をさせていただくことのできることを得て会議を始めた。

あいさつ

関野部長よりあいさつ

構成員・事務局自己紹介

構成員は名簿順、事務局は関野部長が紹介

議題（1）小田原市人権施策推進懇談会について

事務局（久保寺）（資料1、2をもとに説明）

資料1「小田原市人権施策推進懇談会設置要綱」については、本懇談会の設置目的、構成員の構成、任期、座長の規定、会議、関係者の出席等、会議録の作成について説明した。

資料2「小田原市人権施策推進懇談会の会議の公開に関する要領」については、小田原市情報公開条例により、原則公開しなければならない決まりになっており、本懇談会を傍聴しようとする方は、氏名を明らかにして入室すべきこと、会議を妨害する者には座長が退場を命じることができることなどを説明した。

大石構成員（質問）

議事録はネット上で公開されているのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

このような審議会で作成された議事録は、総務課がとりまとめて、ホームページで公開しているので、そちらで内容を確認することができる。

議題（2）座長の選出について

事務局（久保寺）（資料1をもとに説明）

資料1「小田原市人権施策推進懇談会設置要綱」の第6条の規定について説明した。

成本構成員（意見）

できれば以前からずっとやっていただいている吉田先生であれば、会議もスムーズに進むのではないかと。

（構成員承諾）

議題（3）小田原市人権施策推進指針の概要について

事務局（杉山課長）（資料3をもとに説明）

- ・平成21年10月から約1年半かけ計7回にわたり、協議・検討を重ね、平成23年3月に策定した。
- ・策定の背景、趣旨、基本理念、3つの基本目標、人権施策を推進する上で留意する6つの視点について説明した。
- ・小田原市の人権施策推進における課題として、「庁内推進体制の整備」、「第三者機関の設置」、「指針の見直し」について説明した。

議題（4）小田原市における人権施策の取組状況について

事務局（杉山課長）（資料4をもとに説明）

- ・177事業（再掲66事業）で、対象事業の所管課は23課ある。
- ・人権施策の分類「1 人権教育・啓発の推進」のNo.1からNo.34までは、主に学校教育、社会教育、市民啓発、職員研修に関連した事業を取り上げている。

- ・人権施策の分類「2 相談・支援の充実」のNo.35 からNo.56 までは、子ども、女性、青少年など対象者ごとに相談体制を構築し、実施している。No.49 は、平成 27 年度からの新規事業である。
- ・人権施策の分類「3 市民団体や関係諸機関との連携」のNo.62 は、平成 27 年度からの新規事業である。
- ・No.63 以降についてが、分野別施策に基づいた事業となる。
- ・No.82 までが、分野別施策の「女性の人権」になる。次回第 2 回、さらに次の第 3 回の懇談会で取り上げる分野となる。パープルリボン・プロジェクト、DV相談、男女共同参画社会づくり啓発イベント、男女共同参画社会に関する調査研究などを掲載している。
- ・次に、No.83 からNo.97 までが「子どもの人権」である。「いじめ」をはじめとした相談体制や子育てをしていく上での環境づくりに関連した事業を取り上げている。
- ・No.98 からNo.107 までが「高齢者の人権」、No.108 からNo.135 までが「障がい者の人権」である。成年後見制度、高齢者や障がい者のための様々な福祉サービス、バリアフリーに対する取組が掲載されている。
- ・No.136 からNo.143 までが「同和問題」である。同和関係運動団体への支援策について取り上げている。
- ・No.144 からNo.154 までが「外国籍市民の人権」である。外国籍市民への理解を促すための事業を取り上げている。
- ・No.155 からNo.161 までは「ホームレスの人権」である。生活保護を担当している生活支援課が対応している事業である。
- ・No.162 からNo.167 までが「患者等の人権」である。小田原市立病院医事課や健康づくり課の事業である。
- ・No.168 からNo.170 までは「犯罪被害者等の人権」である。更生保護活動を行う小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会に対する活動支援や、毎年 7 月が強調月間になっている「社会を明るくする運動」を実施している。なお、「犯罪被害者等の人権」は犯罪加害者の人権も含まれているため、犯罪被害者等というように「等」という言葉を付けている。
- ・No.171 とNo.172 の「インターネット等による人権侵害」については、情報システム課において、庁内、庁外へ向けて情報セキュリティに関する研修を実施している。

・No.173以降の「さまざまな人権課題」においては、自殺予防対策、性的マイノリティへの配慮、セクハラ・パワハラなど幅広い人権問題について取り上げている。

吉田構成員（質問）

「平成27年度の予定」欄が斜線になっている事業があるが、これはどういうことか。

事務局（杉山課長）（回答）

県との協調事業であるが、県が27年度は実施しないということから、市も実施の予定はないとのことである。

吉田構成員（質問）

他の所管課で実施することはありうるのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

他の所管になることはないと思う。

事務局（杉山課長）（回答）

19ページのNo.174は、昨年度の単独事業ということで平成27年度の予定は斜線にしてある。

大石構成員（質問）

ここでの話がそのまま議事録に掲載されてしまうのか。色々な議論が出てきた時に、ひっかかる言葉が出てきたとしても、ここでの審議の質を上げていくためには必要な場合もあるかと思うが、そのまま議事録に掲載されるのはどうか。

事務局（久保寺主査）（回答）

議事録については、事務局が作成して、皆さんに議事録を郵送し、確認してもらっている。その後ホームページに公開している。事務局で作成したものをそのまま公開しているわけではない。

吉田構成員（意見）

補足をすると、レコーダーでは聞き取れず、発言が拾えないケースもある。また、固有名詞等不適切な表現があった場合には削除する場合はある。

大石構成員（意見）

いじめなど具体的な事件が起きると、どういう発言がされているのか、気にかけている

人もいると思う。そういう人の意に沿わない発言があった場合のことを考えると気になる。しかし、そのことによって発言が制限されてしまうのも気になる。

事務局（久保寺主査）（回答）

現時点ではそのような問題は起きていない。事務局も、また皆さんにも確認をしてもらっている。そのあたりは遺漏のないようにしたい。

吉田構成員（意見）

No.177 の研修のテーマが同じだが、何か理由があるのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

こちらの作成ミスであり、平成 27 年度のテーマについては、別のテーマでやる予定である。

議題（5）「おだわら男女共同参画プラン」の概要について

事務局（久保寺主査）（説明）

- ・第 1 章「計画策定における背景」から第 4 章「推進体制」までの 4 章構成となっている。
- ・第 1 章の 1 としては、戦後からの男女共同参画に関する歴史、制定された法律、取組などを世界、日本に分けて記載している。また、小田原市に関しては、男女共同参画に関する組織の変革、プランの策定過程などを記述している。
- ・第 2 章としては「3 計画期間」は 5 年となっている。「2 計画の位置付け」は 14 ページに掲載している。このプランは男女共同参画社会基本法第 14 条に努力義務として規定されている市町村計画である。
- ・本計画の体系図については、基本目標として男女共同参画社会の実現、その下に 4 つの基本方針、11 の施策の方向、26 の施策名がある。さらにこの施策名の下にいくつかの事業が位置付いている。
- ・それぞれの事業内容については、17 ページ以降の第 3 章にて紹介している。基本方針 I については、施策の方向 1 では、固定的性別役割分担意識をなくすことを目的として、家庭、地域、労働の場において啓発活動をしていくための事業を取り上げている。施策の方向 2 では、男女共同参画に特化せず、人権の一環としてとらえるために、人権を学ぶための事業を掲載している。施策の方向 3 では、これからの社会を担う子どもに焦点を当てて、男女共同参画に関する意識啓発をしていくための学校、家庭や地域での取組を取り上げている。また、基本方針ごとに成果目標を設定している。

- ・基本方針Ⅱについては、施策の方向1において、多様な生き方を可能とするために、生活と仕事の両立支援と女性の就労支援や庁内の勤務環境にも目を向け、多様な生き方ができる環境、人づくりについて記載している。施策の方向2では、最近増加している家事や子育てを行う男性に焦点を当て、女性のみならず、男性にとっての男女共同参画社会の構築について記載している。施策の方向3では、高齢者や障がい者を介護する介護者やひとり親家庭の生活を支援してくための事業を取り上げている。
- ・基本方針Ⅲについては、施策の方向1において、審議会や行政組織において、女性がさらに登用されることを目指している。施策の方向2では、地域社会における男女共同参画の促進を目指しており、特に、平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、防災における女性の参画を推進する事業に力を入れていくこととしている。
- ・基本方針Ⅳについては、施策の方向1において、DV防止啓発のための活動、DVが発生してしまった場合のDV被害者への相談体制をはじめとした様々な支援を充実させ、暴力の根絶を目指している。施策の方向2では、DV以外にも、デートDV、セクハラなど異性に対する人権侵害について記載し、啓発活動や相談体制に関する事業を取り上げている。施策の方向3では、男女の特性に応じた健康づくりや性教育講演会など性に対する正しい知識や心身ともに健康であるための教育を実施していくこととしている。
- ・第4章は、男女共同参画社会を実現していくための庁内組織の在り方、国や県をはじめとした様々な関係機関との連携体制について記載している。

吉田構成員（質問）

字が斜字になっているものがあるが、これはどういうことか。

事務局（久保寺主査）（回答）

今年の1月に第2回おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会を実施し、その後、修正した部分について、斜字を表記している。次回は、8月に予定しており、修正箇所がわかるようにしている。

出口構成員（質問）

「小田原市男女共同参画市民意識調査」とは、いつ実施し、誰を対象としたものなのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

平成25年12月に実施した。市内在住の満18歳以上の男女3,000人を対象に、無作為で抽出し、郵送でアンケート調査を実施した。約1,000人から回答を得ている。

出口構成員（質問）

3,000人の男女比は考慮しているのか、小田原市の人口から考えたら3,000人は少なくないか。

事務局（久保寺主査）（回答）

男女半数にしてある。

統計学的なお話をさせていただくと、人口100万人に対し、1,000件回答があればそれほど現状と大きく差異があるものではないとなっている。1,000という数字は決して少ない数字ではなく、他の自治体も大体同じぐらいである。

コスト構成員（質問）

年代別ではどうなっているのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

無作為抽出ではあるが、各年代別の郵送数も同数になるように考慮している。

樋口構成員（質問）

市の年代別人口比が考慮されていないが。

事務局（久保寺主査）（回答）

回答をみると、年配の方の方が増えており、偏りがある。年代の回収数が均等になるように発送数を調整することを、業者とも相談したが、他市で実施したケースもあるが、あまりうまくいかなかったという話もあり、このような形をとった。

樋口構成員（質問）

成果目標を設定していることは良いと思うが、22ページの39.2%という数値は意識調査の数値なのか、31年度も同様に意識調査をやろうと考えているのか、その間のスキームが見えない。なぜ6年後なのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

もともと意識調査は、プランの策定における基礎資料として行った。次回もプラン策定の前年度に意識調査を実施する予定である。よって6年後で設定してある。

樋口構成員（質問）

進捗状況や達成度は最後（31年度）にならないとわからないということなのか。各施策

の各年度の達成度が見えないのでは。単年度ごとに目標値を設定したほうが良いのでは。セミナーの参加者数は単年度に目標値を設定することが可能では。それから 32 ページの配偶者の分娩休暇取得率はどうやって調べるのか。

事務局（久保寺主査）（回答）

配偶者の分娩休暇取得率は、「小田原市」という言葉が抜けている。意識調査についてはお金の問題があるので毎年は厳しい。現実的ではない。

樋口構成員（意見）

育児休暇や介護休暇は、市職員よりも市民がどうかという調査をしたらどうか。

事務局（久保寺主査）（回答）

休暇等について、小田原市のみならず、他の会社の状況を把握する方法があるのならば逆に教えていただきたい。そうすれば、成果目標に入れることは可能だと思う。

樋口構成員（意見）

目標値は毎年やるべきである。今回の調査で回答をくれた約 1,000 人だけでも、毎年定数観測ができるのではないか。

成本構成員（意見）

結果を数値で出すことも大事だが、政策としてどういうことに取り組んでいるのかを私達が実感できるようにしてほしい。

吉田構成員（質問）

数値目標を立てられるものと立てられないものがあり、基本方針Ⅳは成果目標を立てにくいだろう。成果目標が立てられない施策の検証はどのように行うつもりなのか。

事務局（高橋係長）（回答）

並行して開催しているおだわら男女共同参画策定検討委員会でも議論となっている。基本方針Ⅳや市民の意識は数値目標としては出しづらい。もしかしたら活動指標、何かを目指していくということで目標を立てていく方法もあるのではないかと考えている。

吉田構成員（質問）

施策ごとに成果目標が立てられているのかと思ったが、中身を見て、それはなかなか難しいことだとわかった。数値で検証できない施策をどう検証していくのかは課題であろう。良くしていこうという積極姿勢は感じられる。

事務局（高橋係長）（回答）

成果なり、活動指標を持ってプランを進めていこうと考えている。

出口構成員（意見）

目標値、現状値に違和感を持っている。市の目標と市民の目標が混在している。このプランは何に向かって発信しているのかがわかりづらい。数値目標を立てなければならないということから無理やり入れているものがあるように思える。男女共同参画セミナーの参加者数は、ある程度操作が可能である。数値目標で表せない施策について、どう目標を立てるのかという切り分けが必要と思える。法務省では、外向けの施策と内向けの施策をわけ、それぞれに数値目標を立てている。

大石構成員（質問）

22 ページの成果目標の「反対派」という言葉が引っかかる。外国人の場合は国によって価値観の基準が違う。あくまでも「反対派」がこれだけいるということではよいのではないか。あと、外国人の場合、在留資格を盾にDVやセクハラ問題がある。

事務局（杉山課長）（回答）

「反対派」という言葉の使い方は検討したい。また当課にも婦人相談員がおり、在留資格による被害は承知している。プランへの盛り込み方を検討したい。

法律上は、国や県の計画を勘案しながら策定することになっている。言葉の使い方はそれを意識している。

樋口構成員（質問）

このプランは誰に向けてのものであり、実施主体が誰なのかがわからない。家庭、学校や企業などでこういうことをやってほしいということは書いてあるのか。

事務局（高橋係長）（回答）

家庭、学校、企業に働きかけるのに、どのような施策ができるのか、難しい。

樋口構成員（質問）

市民に対しどのような意識改革を図っていくのか、市がこういうことをやっていきたいというのはわかるが、もう少し突っ込んでやらないと効果が出ないのでは。

成本構成員（質問）

177の「人権施策の取組」に関連するのではないかと思うが、行政のやれることにも限度

がある。漠然と数をこなすのではなく、効果的なものを行った方が良い。

事務局（杉山課長）（回答）

具体的に企業に働きかける事業は難しい。啓発や教育が中心になると考えている。

高橋構成員（意見）

児童虐待では、いかに早い時期から虐待が起きないようにするかが大切で、虐待してからでは遅く、家庭教育、学校教育はすごく大事である。人権は大人にとっても大事であるが、子どもの時からいかにアプローチしていくかや、正しく判断していく力をつけさせることが必要ではないかと感じている。家庭や企業には踏み込みにくいと言うが、どう連携して踏み込めるのかを考えるべきではないか。

事務局（杉山課長）（意見）

おだわら男女共同参画プラン策定検討委員会でも、子どもの頃から男女共同参画教育は大事だと言われている。

昨年度、男女共同参画情報紙「おだわらの風」では中学校の家庭科教育を取り上げた。取材してわかったことは、大人よりも、中学生の方が、男子が料理したり、女子がはんだごてを使うことを当たり前のことととらえていることである。家庭における性別役割はかなり変化してきている。

学校でも人権教育をやってくれているが、カリキュラムがいっぱい男女共同参画だけに限らず、新たな科目を取り入れることは難しいとも聞いている。

議題（6）その他

事務局（久保寺主査）（説明）

第2回の日程については、8月28日（金）午前で開催する。内容は分野別施策の「女性の人権」を取り上げることとする。

以上